原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　水産物 3　醸造酢及び梅酢 4　調味料 5　香辛料
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十一条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　梅及びしそ 2　食塩 3　調味料（梅漬け及び梅干しに使用する場合にあっては、醸造酢に限る。）
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

てを

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　梅及びしそ 2　食塩 3　調味料（梅漬け及び梅干しに使用する場合にあっては、醸造酢に限る。）
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十二条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　水産物 3　食塩 4　調味料 5　香辛料
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　水産物 3　食塩 4　調味料 5　香辛料
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　みそ 3　調味料 4　香辛料
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　みそ 3　調味料 4　香辛料
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十五条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　米こうじ及び米 3　ぶり、さけ、にしん及びこんぶ 4　調味料
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　米こうじ及び米 3　ぶり、さけ、にしん及びこんぶ 4　調味料
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第十六条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　はくさい 2　赤とうがらし粉その他の香辛料 3　にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだこん 4　食塩、みそその他の発酵調味料及びアミノ酸液 5　ごま、ナッツ類その他１及び３に掲げるもの以外の産物 6　砂糖類 7　水産物及び塩辛類その他の水産加工品（水産物の濃抽出物にあっては、塩辛類と併用する場合に限る。） 8　もち米粉及び小麦粉 9　果実飲料
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。